

第3 軽微な工事

1 軽微な工事の概要

消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士による工事が適切に行われていることを前提に着工届出書等及び消防検査の簡素化を図るものであり、具体的には、軽微な工事に該当する場合、着工届出書等及び法第17条の3の2の規定に基づく消防検査に係る現場確認を省略することができるものである。

2 軽微な工事の範囲

表3-1のとおりとする。

軽微な工事に該当するか否か判断が困難な場合は、施工者に対して、事前に協議・相談するよう指導すること。

表3-1 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	1 消火栓箱 →2基以下で既設と同種類のものに限る →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る	1 消火栓箱 →同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	1 ヘッド →5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る 2 補助散水栓箱 →2個以下で既設と同種類のものに限る	1 ヘッド →5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る 2 補助散水栓箱 →同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	1 ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る	1 ヘッド →1の選択弁において2個以内 2 手動起動装置 →同一放射区域内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	1 ヘッド →既設と同種類のもの →1の選択弁において5個以内 →加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る	1 ヘッド →1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 2 手動起動装置 →同一放射区域内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る	加圧送水装置(制御盤を含む)、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
不活性ガス消火設備、 ハロゲン化物消火設備、 粉末消火設備	1 ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る) →既設と同種類のもの →5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ 等に影響を及ぼさないものに限る 2 ノズル →既設と同種類のもの →5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ 等に影響を及ぼさないものに限る 3 移動式の消火設備 →既設と同種類のもの →同一室内に限る 4 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス 容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、 放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装 置、ダンパー復旧装置 →既設と同種類のもの →同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼ さないものに限る	1 ヘッド・配管(選択弁の二次 側に限る) →5個以下で放射区域の変更の ない範囲 2 ノズル →5個以下で放射区域の変更の ない範囲 3 移動式の消火設備 →同一室内に限る 4 制御盤、操作盤等の電気機 器、起動用ガス容器、操作管、 手動起動装置、火災感知器、放 出表示灯、スピーカー、ダンパ ー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 →同一室内で、かつ、電源容量 に影響を及ぼさないものに限 る	すべての構成部品 →放射区画に変更のな いものに限る
動力消防ポンプ設備	該当なし	該当なし	ポンプ及びポンプ駆動 用の内燃機関を除く構 成部品
自動火災報知設備	1 感知器 →既設と同種類のもの →10個以下 2 発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る	1 感知器 →10個以下で警戒区域の変更が ない場合に限る 2 発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る	1 感知器 →10個以下 2 受信機、中継器 →7回線を超えるも のを除く 3 発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	1 検知器 →既設と同種類のもの →5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る	1 検知器 →5個以下で警戒区域の変更が ない場合に限る	受信機を除く
漏電火災警報器	該当なし	変流器の移設で、同一警戒電路内 の場合	すべての構成部品で、 型式に変更がない場合
非常警報設備 (非常ベル・自動式サイ レン)	音響装置、起動装置又は表示灯の増設で、次の すべてに該当する場合 1 既設と同種類のもの 2 同一階の範囲に増設する場合	音響装置、起動装置又は表示灯の移設 で、同一階の範囲の場合	すべての構成部品
非常警報設備 (放送設備)	1 起動装置、通話装置(非常電話を含む)又は 表示灯の増設で、次のすべてに該当する場合 (1) 既設と同種類のもの (2) 同一報知区域内に増設する場合 2 スピーカーの増設で、次のすべてに 該当する場合 (1) 既設と同種類のもの (2) 10個以下の場合	1 起動装置、通話装置(非常電 話を含む)又は表示灯の移設 で、同一報知区域内のもの 2 スピーカーの移設のうち、10 個以下の場合	増幅器、操作部又は遠 隔操作器を除く構成部 品
避難器具 (金属製避難はしご(固定 式に限る)) (救助袋)(緩降機)	該当なし	1 本体・取付金具 →同一階に限る →設置時と同じ施工方法に限る	1 標識 2 本体・取付金具 →設置時と同じ施工 方法に限る

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
避難器具 (着工届に該当しないもの)	該当なし	本体・取付金具の移設で、同一階の場合、かつ、設置時と同じ施工方法の場合	1 標識の取替え 2 本体・取付金具の取替えて、設置時と同じ施工方法の場合
誘導灯及び誘導標識	10個以下の増設の場合	10個以下の移設の場合	すべての構成部品
消防用水	該当なし	該当なし	該当なし
排煙設備	1 防煙区画の増設で、排煙機及び給気機的能力に影響がない場合 2 排煙口、給気口及び風道の増設で排煙機及び給気機的能力に影響がない場合 3 手動起動装置の増設で、操作性に影響がない場合 4 自動起動装置の増設で、既設と同種類の場合	1 排煙口、給気口及び風道の移設で、排煙機及び給気機的能力に影響がない場合 2 手動起動装置の移設で、同一防煙区画内の場合、かつ、操作性に影響がない場合 3 自動起動装置の移設で、同一防煙区画内の場合、かつ、既設と同種類の場合	排煙機及び給気機を除く構成部品
連結散水設備	一の送水区域において5個以下のヘッド(既設と同種類のものに限る)の増設で、送水区域に変更のない範囲である場合	一の送水区域において5個以下のヘッドの移設で、送水区域に変更のない範囲である場合	全ての構成部品
連結送水管	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種類のもの
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	増幅器を除くすべての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方式に変更がない場合
パッケージ型消火設備	2基(既設と同種類のもの)以下で、同一室内のもの	同一室内のもの	全ての構成部品
パッケージ型自動消火設備	1 ヘッド 5個(既設と同種類のもの)以下で、散水障害がないもの、かつ、パッケージ型自動消火設備の性能に影響を及ぼさないもの 2 感知部 10個(既設と同種類のもの)以下	1 ヘッド 5個以下で防護範囲が変わらないもの 2 感知部 10個(既設と同種類のもの)以下	受信装置を除く構成部品
共同住宅用スプリンクラー設備	1 ヘッド 5個(既設と同種類のもの)以下で、散水障害がないもの、かつ、加圧送水装置の性能(吐出、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないもの 2 補助散水栓箱 2個以下で既設と同種類のもの	1 ヘッド 5個以下で、防護範囲が変わらないもの 2 補助散水栓箱 同一警戒範囲内の移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
共同住宅用自動火災報知設備	1 感知器 10個（既設と同種類のもの）以下 2 音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの	1 感知器 10個（既設と同種類のもの）以下 2 音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの	1 感知器 10個以下 2 住棟受信機、中継器 7回線を超えるものを除く 3 共同住宅用受信機 4 音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器
住戸用自動火災報知設備	1 感知器 10個（既設と同種類のもの）以下 2 補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの	1 感知器 10個（既設と同種類のもの）以下 2 補助音響装置、戸外表示器 既設と同種類のもの	1 感知器 10個以下 2 住戸用受信機 3 中継器、音声警報装置、補助音響装置、戸外表示器
共同住宅用非常警報設備	起動装置、ベル、サイレン、表示灯 既設と同種類のもので、同一階の範囲に増設する場合	起動装置、ベル、サイレン、スピーカー、表示灯 同一階の範囲の場合	全ての構成部品
共同住宅用連結送水管	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で同種類のもの
共同住宅用非常コンセント設備	該当なし	該当なし	全ての構成部品
特定小規模施設用自動火災報知設備	自動火災報知設備の例による	同左	同左
加圧防排煙設備	排煙設備の例による	同左	同左
複合型居住施設用自動火災報知設備	自動火災報知設備の例による	同左	同左
特定駐車場用泡消火設備	1 ヘッド 泡消火設備の例による 2 感知継手 5個以下	ヘッド 5個以下	泡消火設備の例による

3 「軽微な工事」における運用上の留意事項

- (1) 複数の工事区分にわたり同時に行う工事については、全ての工事区分が軽微な工事範囲内である場合に限り、軽微な工事として取り扱う。
- (2) 一の防火対象物において軽微な工事が繰り返される場合は、当該工事ごとに設置届出書を提出し当該工事ごとに軽微な工事に該当するかどうかを判断すること。ただし、短期間に工事が繰り返し行われる場合は、工事箇所や関係者等を総合的に勘案し、同一工事と判断されるものにあっては同一工事として取り扱うこと。
- (3) 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事（消防設備士でなければ行ってはならない工事）については、着工届出書等の有無に係わらず当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行わ

なければならないこと。

- (4) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに消防用設備等試験結果報告書、消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図及び断面図等）、現場状況を補足する写真及び試験データ等を作成・整備したものを3部作成すること。このうち、防火対象物の関係者に設置届用として2部提出し、残りの1部は設置届が提出されるまでの間、甲種消防設備士が保管すること。